

## 情報公開・個人情報保護制度

市では、市政に関する市民の知る権利を保障することを目的として「情報公開制度」を、また、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権を擁護することを目的として「個人情報保護制度」を実施しています。

甲賀市情報公開条例第29条(実施状況の公表)および甲賀市個人情報保護条例第44条(運用状況の公表)の規定に基づき、平成20年度の実施状況を公表します。

### ■情報公開の実施状況

- ・請求件数…………… 120件
  - 市長部局…………… 81件
  - 教育委員会…………… 13件
  - 選挙管理委員会…………… 1件
  - 監査委員…………… 16件
  - 議 会…………… 9件
- ・公開等の決定状況
  - 公 開…………… 44件
  - 部分公開…………… 41件
  - 非公開…………… 7件
  - 不存在…………… 23件
  - 取下げ…………… 5件
- ・部分公開および非公開理由別状況
  - 法令秘情報…………… 4件
  - 個人に関する情報…………… 12件
  - 法人等に関する情報…………… 12件
  - 市政運営情報…………… 5件
  - 個人に関する情報および法人等に関する情報…………… 12件
  - 法人等に関する情報および市政運営情報…………… 1件
  - 個人に関する情報、法人等に関する情報および市政運営情報…………… 2件
- ・不服申立ての件数…………… 3件
  - 棄 却…………… 2件
  - 却 下…………… 1件

### ■個人情報開示の実施状況

- ・請求件数…………… 6件
- 市長部局…………… 6件

### ・開示等の決定状況

- 開 示…………… 2件
- 部分開示…………… 1件
- 不存在…………… 3件

### ・部分開示理由別状況

- 開示請求者以外の個人に関する情報…………… 1件

### ・不服申立ての件数…………… 0件

※水口庁舎および各支所に情報コーナーを設け、予算書、入札結果、議会会議録などの情報提供を行っていますのでご利用ください。

## 公益通報制度

公益通報制度は、市の法令遵守の推進体制のひとつとして位置付けるものです。

公益のために通報する行為は正当な行為として評価し、その通報者に対して不利益な取り扱いがされることのないよう保護していく体制を築くことで、市役所内部の浄化を図り、よりよい甲賀市政の実現をめざしています。

甲賀市法令遵守の推進条例第9条第3項および第17条の規定に基づき、平成20年度の運用状況を公表します。

- ・公益通報件数…………… 1件
- ・通報内容の概要

臨時的任用職員の採用面接時における給与条件についての事前説明が不十分であったことに対して通報がありました。

この通報について、甲賀市の附属機関であるコンプライアンス審査会に諮った結果、労働基準法第15条に違反するとまではいえないと判断されました。

### 問い合わせ

法務室 法務係 ☎ 65-0664 ☎ 63-4554

## 差し押さえた物品のインターネット公売

市では、ヤフー・ジャパンが提供するインターネット公売システムを利用して、市税の滞納により差し押さえた財産の公売を実施します。公売物品の下見会も実施しますのでご参加ください。

### ●公売参加申込期間

6月2日(火)午後1時～

15日(月)午後5時

### ●入札期間

6月19日(金)午後1時～

22日(月)午後2時

### ●公売場所

ヤフー株式会社提供するインターネット公売システム上

### ●公売物品

絵画、水盤等(合計10点)

※インターネット公売に参加される方は、公売参加申込が必要となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

(TEL・FAXによる公売への参加はできませんのでご了承ください。)

### ●下見会

日時/6月10日(水)

午前10時～午後4時

場所/土山支所3階フロア

### 問い合わせ

滞納債権対策課 特別滞納対策担当

☎ 65-0750 ☎ 63-4574